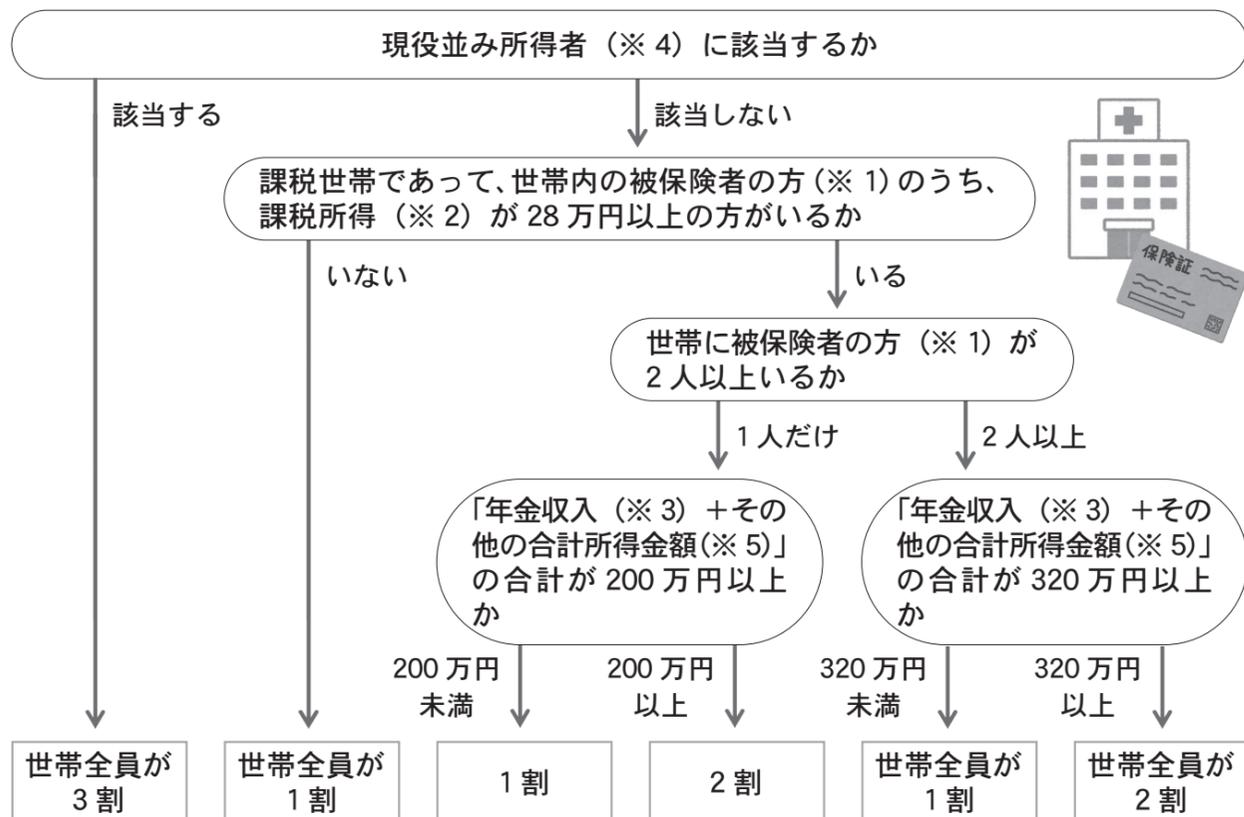


◆窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方（※ 1）の課税所得（※ 2）や年金収入（※ 3）をもとに、世帯単位で判定します。  
住民税非課税世帯の方は、基本的に 1 割負担となります。

10 月からの窓口負担割合の引き上げに伴う新しい被保険者証は、9 月中に交付します。



- ※ 1 後期高齢者医療の被保険者とは、75 歳以上の方と 65 ～ 74 歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※ 2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いたあとの金額）です。
- ※ 3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※ 4 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方です。
- ※ 5 「その他の合計所得金額」とは、年金収入以外の事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いたあとの金額のことです。  
また、給与所得がある場合は、給与所得金額から 10 万円を控除します。

■医療費窓口負担割合の見直しに関する問合せ  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
■制度改正の見直しの背景などに関する問合せ（令和 4 年 3 月までコールセンターを開設）  
厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719

■問合せ 福祉保健課医療給付係 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の  
医療費の窓口負担割合が変わります

令和 4 年 10 月 1 日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）を除き、医療費の窓口負担割合が 2 割になります。

窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約 20%の方です。

### ◆見直しの背景

令和 4 年度以降、団塊世代が 75 歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### ◆窓口負担割合が 2 割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和 4 年 10 月 1 日の施行後 3 年間（令和 7 年 9 月診療分まで）は、2 割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1 か月の外来医療の負担増加額を 3,000 円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

#### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1 か月の医療費全体額が 50,000 円の場合

窓口負担割合 1 割のとき ①	5,000 円
窓口負担割合 2 割のとき ②	10,000 円
負担増 ③ (②-①)	5,000 円
窓口負担増の上限 ④	3,000 円
払い戻し (③-④)	2,000 円

#### 配慮措置

1 か月 5,000 円の負担増を 3,000 円に抑制するため  
差額を払い戻します

2 割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に広域連合から申請書が郵送されます。申請書が手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることやキャッシュカード、通帳などをお預かりすることは絶対にありません
- ATM の操作をお願いすることは絶対にありません
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）または消費生活センター（188）にお問い合わせください